

## 「むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業」業務委託に係る企画提案募集要領

### 1 趣 旨

本事業は、村山管内の各市町や民間団体等が連携し広域で婚活事業を行い、村山地域の若者に対し、結婚を希望する独身男女の出会いの場を提供することにより、定住促進と少子化の進行に歯止めをかけることを目的としている。

この募集要領では「むらやま広域婚活実行委員会婚活支援事業」を委託する事業者を選定するために実施する「企画提案募集」について、必要な事項を定める。

### 2 委託業務

#### (1) 業務名

令和6年度むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業

#### (2) 業務内容

「むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### (4) 予算上限額

2,480千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

### 3 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

応募できる事業者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 県税その他の租税の滞納がないこと
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ④ 山形県内に本社又は主たる事務所を有する団体であること
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きを行っていないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主目的としていないこと
- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと
  - イ 役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件を具備していないとき。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ③ 見積金額が実行委員会の提示する予算上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式1）： 1部
- ② 事業企画書（様式2）： 19部
- ③ 次に掲げる書類の写し：各1部

過去5年以内の婚活支援セミナー、婚活パーティー等の開催実績を証明できるもの（要領、チラシ等）

※官公庁の委託事業を優先して添付すること。

(2) 提出期限

①参加申込書（様式1）

令和6年7月10日（水）午後5時15分（必着）

②事業企画書（様式2）及び上記（1）③に掲げる書類

令和6年7月22日（月）午後5時15分（必着）

(3) 提出先

「10 担当部署」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(5) その他

応募できる提案は、1応募者につき1件とする。

5 質問・問い合わせ

(1) 事業企画書の作成に係る質問等は、別紙「質問書（様式3）」により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、FAX又はメールにより行うものとし、「10 担当部署」あてに送付すること。

(3) 質問書の受付期間

令和6年7月10日（水）午後1時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度速やかに、全ての参加申込書提出者に、FAX又はメールにより行う。ただし、各提案者の独自規格に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

## 6 審査

企画提案者は、選定審査委員会に出席し、提案する企画内容について説明する。選定審査委員会は最も優れた事業企画書を採用候補者として決定し、すべての応募者に対して選定結果を通知する。

選定審査委員会は、令和6年7月26日（金）午後に村山保健所において開催する。

## 7 企画提案提出後のスケジュール

- (1) 審査会 : 令和6年7月26日（金）午後
- (2) 審査結果通知 : 令和6年8月上旬（予定）
- (3) 契約 : 令和6年8月上旬（予定）

## 8 契約等

### (1) 契約締結

- ① 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」と言う）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- ② 最優秀者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が3の(2)の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

### (2) 契約の期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 9 その他

- (1) 事業企画書等の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 提出された事業企画書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 最優秀者選定後に契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正する場合がある。
- (4) 募集及び契約については、実行委員会の都合により停止することがある。
- (5) 事業企画書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部署」に申し出ること。

## 10 担当部署

むらやま広域婚活事業実行委員会事務局

(山形県村山総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課 佐藤)

住所：〒990-0031 山形市十日町一丁目6番6号（村山保健所2階）

電話：023-627-1152

FAX：023-627-1139

Mail：ymurayamakodomo@pref.yamagata.jp